

渡邊さん本人訴訟開催

ボーナスカット理由を否認して争う!!

9月5日、大阪地方裁判所において第2回渡邊さん本人訴訟の口頭弁論が開かれました。大仕両分会と新幹線関西地本の組合員、OBの先輩にも参加していただき法廷に入りきれない多くの仲間が傍聴に結集しました。

会社は、渡邊さんの平成24年の年末手当をカットした理由25件と平成25年の夏季手当をカットした理由16件を「管理者が注意指導した非違行為である」とする準備書を提出していました。しかし、注意指導をしたという管理者名、詳細なやり取り等は明らかにしませんでした。それに対して渡邊さんは、会社が明らかにした全てのカット理由を否認して本件ボーナスカットは不当であり争うとする原告準備書を提出していました。

裁判官は会社に否認に対する書面提出を求める!

渡邊さんは、9月5日の口頭弁論において裁判官に対して、会社が主張する管理者の注意指導を「された覚えがない」と答えました。裁判官は、渡邊さんの否認を受けて、会社に否認に対する書面の提出を求めました。次回はその書面に関して口頭弁論が開催されます。



次回第3回渡邊さん本人訴訟
11月21日(金)14時30分
大阪地方裁判所611号法廷

組合員の皆さんの傍聴参加を
御願います。